

## 平成29年門真市教育委員会第1回定例会

開催日時 平成29年1月27日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)
- 日程第4 議案第2号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について
- 日程第5 議案第3号 門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
- 日程第6 議案第4号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について
- 日程第8 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

### 事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
学校教育部長	満永 誠一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部総括参事	八木 明子

学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧菌 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	十河 大輔
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	内田 勇
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	花城 勉
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

久木元教育長                      開会宣告              午後2時

日程第1                              会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第2                              会期の決定

本日1日と決定

日程第3                              承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべ

きところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

議案書3ページからをご覧ください。

款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費332万1千円の減額は、門真小学校南校舎撤去工事費の確定に伴い工事請負費等の減額をするものであります。

次に、歳入であります。

議案書2ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金1,553万8千円の減額は、門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計画の見直しに伴い、都市再構築戦略事業費補助金を減額するものであります。

次に、款：市債・項：市債・目：教育債700万円の増加は、門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計画の見直しに伴い、公共事業等債1,390万円を減額し、公共施設等除却特例債2,090万円を増額するものであります。

次に、地方債の変更及び廃止であります。

議案書4ページをご覧ください。

門真小学校学校敷地内の（仮称）第三中学校地域協働センター整備計画の見直しに伴い、公共施設等除却特例債2,090万円を増加するため地方債表を変更し、都市再生整備債を廃止するものであります。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第4

議案第2号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

説明者 西岡教育総務課長

議案書5ページからをご覧ください。

29年1月20日付けで門真市長から29年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在教育委員会事務局のこども未来部で実施している市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の取りやめにつ

いて協議がございましたので、同意するものであります。

まず、委任を取りやめられる事務についてであります。6点ございます。

1点目、子ども・子育て支援施策に関すること。

2点目、子ども・子育て支援法に基づく認定こども園、幼稚園及び保育所に関すること。

3点目、地域型保育事業に関すること。

4点目、放課後児童健全育成事業に関すること。

5点目、保育の利用及び門真市立保育所に関すること。

6点目、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項により本市が処理することとされた保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務の執行に関すること。

であります。

次に、補助執行を取りやめられる事務についてであります。13点ございます。

1点目、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

2点目、ひとり親家庭医療費の助成に関すること。

3点目、こども医療費の助成に関すること。

4点目、未熟児養育医療の給付に関すること。

5点目、児童家庭相談に関すること。

6点目、児童虐待に関すること。

7点目、ひとり親家庭等の自立支援に関すること。

8点目、母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関すること。

9点目、助産の実施に関すること。

10点目、母子保護の実施その他の適切な保護に関すること。

11点目、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定により本市が処理することとされた助産施設及び母子生活支援施設に係る事務の執行に関すること。

12点目、保育所保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。

13点目、門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。  
であります。

なお、委任及び補助執行を取りやめられる時期につきましては、29年4月1日からとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 3 号 門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

説明者 西岡教育総務課長

本件は、平成28年門真市教育委員会第12回定例会において議案第47号として可決された「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、29年1月6日付けで門真市長より同意する旨の回答があったため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、門真市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるにつき、必要な事項を定めるため、本規則の制定を行うものであります。

規則の主な内容についてであります。

議案書11ページをご覧ください。

第1条では規則の趣旨を、第2条では市長の補助機関である職員に補助執行させる事務に関する規定を、第3条では補助執行に係る事務の専決等に関する規定を、最後に第4条ではこの規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が市長と協議して定めることとしております。

なお、附則として本規則は、29年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第 4 号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、29年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うにあたり、一部改正を行うものであります。

議案書13ページ及び14ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条では、現在の「学校教育部」及び「生涯学習部」を「教育部」に統合し、「生涯学習課」、「スポーツ振興課」を「社会教育

課」に統合した上で課名を変更するとともに、「こども未来部」「こども政策課」「子育て支援課」及び「保育幼稚園課」を削除するものであります。

第3条では、職の設置として主任保育士を削除し、

第6条では、子育て支援課に置かれている家庭児童相談センターを削除しております。

第7条、第8条では、教育部のみとなることから、事務の応援及び迅速な事務執行のための措置について、部長及び関係部長を課長及び関係課長に、部又は課を課に変更しております。

次に、15ページ以降の別表をご覧ください。

今回の機構改革により、分掌事務が大きく変更となることから、別表につきましては全部改正としております。

「教育部」に、「教育総務課」、「学校教育課」、「社会教育課」を置き、「生涯学習課」、「スポーツ振興課」の事務を「社会教育課」へ移行するとともに、「こども未来部」「こども政策課」「子育て支援課」及び「保育幼稚園課」を削除しております。

なお、附則といたしまして、この規則は29年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

議案第5号 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、29年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うため、一部改正を行うものであります。

議案書20ページからの新旧対照表をご覧ください。

第3条では、門真市立こども発達支援センター、保育園における職の設置を、第5条では、門真市立子ども発達支援センターにおけるグループ制をそれぞれ削除しております。

別表第1では教育機関等の所属及び職の設置といたしまして、門真市立歴史資料館等の所属部課等を教育部社会教育課へ、門真市立図書館の所属部課等を教育部へ、「門真市立幼稚園」の所属部課等をこども部へ変更し、また「門真市立保育園」及び「門真市

立こども発達支援センター」の項目をそれぞれ削除しております。

次に、別表第2では、教育機関等の分掌事務を規定しており、「門真市立保育園」及び「門真市立こども発達支援センター」の項目をそれぞれ削除しております。

なお、附則といたしまして、この規則は29年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第8

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 「平成29年門真市成人祭」の結果について  
説明者 牧菌生涯学習課長

諸報告資料1ページをご覧ください。

1月9日に開催した平成29年成人祭は、好天に恵まれ、当日の参加者数は851人、うち男性368人、女性483人、対象者1,345人のうち、63.3%の方が参加されました。

28年8月から新成人7人で構成の門真市成人祭プロジェクトと生涯学習課で成人祭全体の企画、立案および準備を進めてまいりました。

記念品として、「万年筆」を配布し、また、式典開始前には新成人の小・中学校卒業時の担任、副担任の先生からの「恩師からのメッセージ」を上映しました。

市長から式辞、市議会議長、府議会議員から祝辞をいただき、門真市成人祭プロジェクトメンバーからの「門出の言葉」の後、「旅立ちの日に」の斉唱で式典を締めくくりました。

—すべての報告が終了—

久木元教育長

閉会宣言 午後2時20分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 高橋 元